平成２８年（フ）第８０号
広島県尾道市向東町9838番地16
債務者　天満　淳郎
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第８１号
広島県尾道市向東町9838番地16
債務者　天満　清子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１１９号
山口県下関市武久西原台１番32号　藤野ハイツＡ　203号、前住所山口県下関市山の田西町９番23　201号
債務者　谷口　雄也
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
愛媛県新居浜市田の上２丁目16番55号、前住所兵庫県明石市西明石南町２丁目14番９号ビッグバードⅡ―303号
債務者　堀　　幸一
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９８号
愛媛県新居浜市政枝町２丁目10番20号
債務者　野村　和德
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９９号
愛媛県新居浜市政枝町２丁目10番20号
債務者　野村比左子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第５９号
愛媛県今治市波方町養老甲783番地１、前住所仙台市青葉区小田原８丁目８番27号、前々住所仙台市青葉区高野原３丁目１番14号
債務者　重松　遥香
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３２３号
大分市上野町２番11号（サンノーブル上野302）
債務者　山内　秀美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０８号
宮崎県西都市大字南方1586番地７、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4409番地６
債務者　黒木太志郎
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１０号
宮崎市佐土原町下田島9526番地２　県営松小路Ａ団地２棟407号
債務者　原田　勝彦
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目13番１号（瀬戸マンション205号）
債務者　立山　浩幸
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９５号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目31番２号　南京塚住宅９号
債務者　中間セイ子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
兵庫県朝来市新井576番地　市営住宅新井団地２棟32号室
債務者　安福　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
兵庫県宝塚市中筋１丁目４番７号　植田文化104号室、前住所兵庫県宝塚市中筋１丁目５番14号
債務者　山本　季伸
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
兵庫県宝塚市高司３丁目３番20―601号
債務者　ご飯庵まる坊主こと　福本　　靖
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
兵庫県宝塚市御所の前町15番24号　ハイツリバーサイド201
債務者　上原　千春
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係